

## 「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針について

令和5年9月20日 制定  
ながの農業協同組合

当組合は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを尊重、遵守してまいります。

### 1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等のお客さまから資金調達のお申込みをいただいた場合には、ガイドライン要件の充足状況や経営状況等を分析し、経営者保証を求めない可能性、信用保証制度の活用等を検討し総合的に判断します。

### 2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) お客さまと保証契約を締結する場合、お客さまに理解、納得をいただけるよう、保証契約の必要性等に関し丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定につきましては、お客さまの各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、お客さまの資産および収入の状況、融資額、信用状況、物的担保等の保全状況、適時適切な情報開示の姿勢等を総合的に勘案して設定します。

### 3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) お客さまから既存の保証契約の解除または変更等の申し入れを受けた場合には、ガイドラインに則して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について検討を行うとともに、その検討結果についてお客さまに対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継時には、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、ガイドラインに則して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について検討を行うとともに、その検討結果についてお客さまに対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。  
また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、前経営者の実質的な経営権あるいは支配権の有無、物的担保等の保全状況、経営する事業の資産および収益力等を総合的に勘案して、解除について適切に判断します。

### 4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証履行を求める場合には、経営者たる保証人の資産状況、経営責任、標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して、誠実に履行の範囲を決定します。

以上